# YÖSHIZII HOSPITAL

# 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

# 契約書

甲(利用者)

乙(事業者)医療法人社団 秀林会 吉見病院

甲と乙は、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを利用するにあたり、次の通り 介護サービス利用契約書を締結します。

記

## (目的)

- 第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り 自立した日常生活が営むことができるよう、甲の心身の状況、置かれている環境等を踏まえて、 リハビリテーションを行うことにより、甲の療養生活の質の向上を図ります。
  - 2 乙は、訪問リハビリテーションサービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分、及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

#### (契約期間)

- 第2条 この契約書の契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとし、契約期間満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護(支援)認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護(支援)認定有効期間の満了日までとします。
  - 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとして、その後もこれに準じて更新されるものとします。
  - 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から、 更新後の要介護(支援)認定有効期間の満了日までとします。

#### (運営規定の概要)

第3条 乙の運営規定の概要(事業の目的、従業者の勤務体制、訪問リハビリテーションサービスの内容 等は、別紙運営規定・重要事項説明書に記載した通りです。

(担当の訪問リハビリテーション従業者)

- 第4条 乙は、甲のため、担当のリハビリテーション従業者(以下「丙」という)を定め、甲に対して訪問 リハビリテーションサービスを提供します。
  - 2 乙は、丙を選任し、又は変更する場合には、甲の状況とその意向に配慮して行います。
  - 3 甲は乙に対し、いつでも丙の変更を申し出ることができます。
  - 4 乙は、前項の申出があった場合、第1条に規定する訪問リハビリテーションサービスの目的に 反する等の変更を拒む正当な理由がない限り、甲の希望に沿うように丙を変更します。

#### (主治医との関係)

- 第5条 乙の主治医の指示(処方せんによる指示)に基づき、訪問リハビリテーションサービスの提供 を開始します。
  - 2 丙は、訪問リハビリテーションサービスの提供に関して、乙の主治医の指示を仰ぎます。

(訪問リハビリテーションサービスの内容及びその提供)

- 第6条 乙は甲に対し、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容の訪問リハビリテーションサービス を提供します。
  - 2 乙は、甲に対して訪問リハビリテーションサービスを提供するごとに、該当サービスの提供日・提供時間、及びサービスの内容等の必要事項を記録します。
  - 3 乙は、甲の訪問リハビリテーションサービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管します。
  - 4 甲、及びその後見人(後見人がいない場合は甲の家族)は、必要がある場合は、乙に対し前項の 記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務 に支障のない時間に行うこととします。

# (居宅介護支援事業者等との連携)

第7条 乙は、甲に対して訪問リハビリテーションサービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護 支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

## (協力義務)

第8条 甲は、乙が甲のため訪問リハビリテーションサービスを提供する上で、可能な限り乙に協力します。 (苦情対応)

- 第9条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した訪問リハビリテーションサービスについて甲、甲の後見人または甲の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
  - 2 乙は、甲、甲の後見人または甲の家族が苦情の申立て等を行ったことを理由として、甲に対し何ら不利益な取扱いをしません。

#### (費用)

- 第10条 乙が提供する訪問リハビリテーションサービスの利用単位毎の利用料、その他費用の主なものは、 別紙料金表に記載した通りです。
  - 2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に 支払います。
  - 3 乙は、提供する訪問リハビリテーションサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容、及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
  - 4 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービス提供においては、あらかじめ甲に対し、当該 サービスの内容、及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。
  - 5 乙は、甲が正当な理由なく訪問リハビリテーションサービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、契約書別紙サービス内容説明書に記載したキャンセル料の支払いを 求めることができます。
  - 6 乙は、訪問リハビリテーションサービスの利用単位毎の利用料、及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、事前に甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
  - 7 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書、及び 契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

#### (利用者負担額の滞納)

- 第11条 甲が正当な理由なく利用者負担額を2カ月以上滞納した場合は、乙は、30日以上の期間を定めて 利用者負担額を支払わない場合には、契約を解除する旨の催告をすることができます。
  - 2 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の

- 日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
- 3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
- 4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問リハビリテーションサービスの 提供を拒むことはありません。

### (秘密保持)

- 第12条 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏ら しません。
  - 2 乙及びその従業者は、サービス担当者会議等において、甲、及びその後見人、または家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲、及び後見人、または家族に使用目的等を説明し、同意を得なければ使用することができません。

#### (甲の解除権)

第13条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

#### (乙の解除権)

- 第14条 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申入れにも関わらず 改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間 以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
  - 2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の居宅サービス計画を作成した 居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

#### (契約の終了)

- 第15条 次に揚げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約を終了するものとします。
  - 1.甲が要介護(支援)認定を受けられなかったとき。
  - 2.第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申出があり、かつ 契約期間が満了したとき。
  - 3.甲が第13条により契約を解除したとき。
  - 4.乙が第11条又は第14条により契約を解除したとき。
  - 5.甲が介護保険施設や医療施設等へ入所、または入院等をしたとき。
  - 6.甲において、訪問リハビリテーションサービスの提供の必要性がなくなったとき。
  - 7.甲が死亡したとき。

#### (損害賠償)

- 第16条 乙は、訪問リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに 甲の後見人、及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
  - 2 前項において、事故により甲、またはその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、 乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合にはこの限りではあり ません。
  - 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

#### (利用者代理人)

第17条 甲は、代理人を選任してこの契約を終結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務

- の履行を代理して行わせることができます。
- 2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

# (合意管轄)

第18条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、魚津地方裁判所を管轄裁判所と することに合意します。

# (協議事項)

- 第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により 定めます。
- 愛20条 この契約書は令和6年6月1日より施行します。

以上

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

年 月 日

利用者甲	住所	
	氏名	
代理人	住所	
(選任した場合)		
	氏名	
事業者乙	住所 富山県滑	別市清水町3番25号
	事業者(法人)名	医療法人社団 秀林会 吉見病院
	(事業者番号)	1610610469
	管理者名	病院長 林 則秀

2024.6月版